

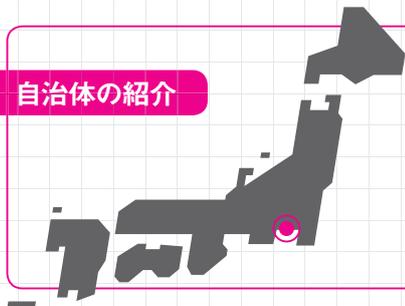
番号制度導入に向けた自治体の取組み

FILE NO.

14

大田区

自治体の紹介



▶人口：711,626人（平成27年7月現在）
▶面積：59.46km²

番号法が10月5日に施行され、いよいよ番号制度が動き出す。今回は、個人情報保護や情報セキュリティ体制の構築に力を入れた準備作業を進めてきた大田区の取組みを紹介する。

住民の安心と安全を得るために

大田区総務部総務課情報セキュリティ対策担当係長 遠藤 芳行

社会保障・税番号制度（以下、「番号制度」という）の開始が目前に迫ってきましたが、今、最も住民の関心の高いことは、自分のプライバシーが守られるのかという漠然とした不安ではないでしょうか？

番号制度を活用していくためには、まず、住民から安心して個人番号を区役所に預けてもらわなければなりません。当区では、住民の個人情報などの重要な情報を様々な脅威から「守る」ことが重要と考えました。以下、その取組みと今後の課題を述べてみたいと思います。

1 分かりやすい体制の構築

まず、住民の制度理解を深め、不安を解消していくために、住民にとって分かりやすい統一した窓口をつくる必要があります。多くの地方公共団体では、総務部門で情報公開、個人情報保護事務と、システム部門で情報セキュリティ事務を所管されていることと思います。一方、特定個人情報保護評価の取りまとめ事務については、団体により様々な部署で所管されているようです。当区では、上記3事務はいずれも相互に密接な相関関係があり、住民視点ではどれも同じに見えるのではないかと判断し、これらの事務をまとめて所管する「情報セキュリティ対策担当」を総務課内に設置しました（担当課長と係員4名）。

番号制度においては、特定個人情報保護評価は、プライバシーに関する行政と住民とのコミュニケーション・ツールという重要な役割を持っています。このコミュニケーションを円滑に成立させるため、住民にとって分かりやすい住民視点に立った体制づくりが重要だと思っています。

また、個人情報保護条例の改正や、特定個人情報安全管理措置規定の制定、情報セキュリティポリシーの改訂などについても、番号法施行に伴う「守る」分野の検討を一元的に実施することができていたことは、想定外の効果でした。今後は、情報セキュリティ分野について、システムのソフト・ハード両面を主管しているシステム部門との密接な連携と協力関係の構築が課題となっています。

2 第三者点検組織の設置

体制構築の次に検討したことは、第三者点検組織をどのように定め、運営するかという課題でした。この第三者点検組織は、当区では大規模自治体としての全項目、重点項目評価の点検対象数と頻度を考慮して「迅速であるが、確実かつ適正に客観的な評価書の点検を行うことができる組織」であることを要件としました。情報セキュリティ分野の専門的な

どの点検委員（定数上限5名）で構成される「大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会」を平成26年6月に発足しました。

実際に26年から評価事務を開始すると、評価書の点検が矢継ぎ早に提示されたため、点検委員にかなりのご負担をお掛けすることになってしまいました。今後は、適正なスケジュール管理と点検委員会の構成の検討が課題です。

3 評価書作成マニュアル等を作成する

特定個人情報保護評価制度を形骸化させず、住民にとって有効なプライバシー対策としなければなりません。そのためには、評価書の統一的な記述と、作業負荷の低減を図り、どの部署のだれが書いても一定程度の記述ができ、ある程度簡単に自力で書けるようなマニュアルの作成をすること。次いで、評価書点検方針の確立や評価書点検内容の透明性を確保するために、第三者点検ガイドラインを作成することが、評価事務を実施するまでの準備行為として必要でした。

区では、第三者点検委員会とマニュアル等のドキュメント作成を委託した評価作成支援事業者とともに、昨年7月から住民基本台帳業務をサンプルに評価試行事業を実施し、「大田区特定個人情報保護評価作成マニュアル」と、「大田区特定個人情報第三者点検ガイドライン」を策定、合わせて評価実施要領を制定して評価準備を整えました。

今後は、このマニュアル等の記載内容のブラッシュアップとともに、マニュアルの内容を記載内容の評価書方法の解説だけに留めず、区として取るべきリスク対策についても記述し解説するものにしていきたいと思っています。

4 特定個人情報保護評価に関する今後の課題

①評価書の質を確保する

評価書を作成するにあたって、システムベンダーや他自治体で作った評価書をそのまま“活用”しているところもあると報道されているようです。

重大なセキュリティ事故が発生した場合、公表されている評価書の内容が問題とされる事態は既に生

じています。どんな対策を講じて評価書に記述すればよいのか、他団体で生じた事故や障害を参考にし、対応を検討することが重要です。事故発生時に慌てて評価書の内容を書き換えることはできませんが、全国の評価書を見比べて比較検討することは簡単にできます。評価書の内容が実務上の実態と整合性がとれているかなども含め、自組織に真摯に向き合った評価書の作成が必要なのではないでしょうか。

②評価書の内容を住民向けに担保する

番号法の特定個人情報保護評価制度について画期的なところは、従来の個人情報保護に比べて評価ライフサイクルの仕組みを法定化したところにあると思っています。毎年の見直しや5年経過前の再評価など、プライバシーに対する価値観やテクノロジーの目まぐるしい進化などに対応した定期的な見直しは必須です。

また、評価書に書かれた対策が、放っておいても常に維持管理されるとは限りません。年1回の主管部署セルフチェックによる評価書の見直し処理方式の確立、5年未満のサイクルで評価書の内容の実施状況を住民向けに第三者の目でチェックし確認する仕組みの実現などに向けて検討を行っています。

③個人情報等にかかる事故の把握と対応

評価書のしきい値判定や評価書内の記載事項の確認のため、何よりも住民の大切な情報資産を守るために、個人情報等にかかる事故を網羅的に適確かつ迅速に把握、集約し対応する体制の整備も急務です。特に、しきい値判定の変更にかかる特定個人情報の重大事故の把握は、基礎項目評価書作成対象業務においては発生時のインパクトが非常に大きいと思われますので、十分に想定しておくべきと考えます。

最後に、番号法対応や評価書の維持管理については、確認内容が多岐・詳細にわたるため、デジタルPMOの有効活用や全国の担当職員との情報交流をしていくことが重要になっていると思われます。大田区では、各自治体の皆様と積極的な情報共有をしながら、住民の安心と安全が得られるように、より一層のプライバシー保護の向上を目指します。